

令和 6 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 1 2 月 2 4 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名
国民健康保険税の滞納者に対する措置の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 国民健康保険税の滞納者に対しては、これまで、国民健康保険法に基づく納付を促す措置として、通常よりも短い有効期限の「短期被保険者証」の交付や、医療費の保険給付に代わる特別療養費の支給（償還払い）を受けるための「被保険者資格証明書」の交付を行ってきた。 令和 6 年 1 2 月 2 日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されたことにより、「短期被保険者証」と「被保険者資格証明書」が廃止となった。 また、長期滞納者に対しては「被保険者資格証明書」に代えて、特別療養費を支給（償還払い）する旨の事前通知を行うこととなった。 【目的】 法改正に伴い、関係要綱等を改めたもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号） 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 〔個別計画との整合性〕
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 8 月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の公布について（令和 6 年 8 月 30 日厚生労働省保険局長通知） 9 月 国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（令和 6 年 9 月 20 日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知） 11 月 国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の実施要綱例について（令和 6 年 11 月 11 日宮城県保健福祉部国保医療課長通知） 石巻市国民健康保険被保険者資格証明書実施要綱の全部改正（施行年月日：令和 6 年 12 月 2 日） 石巻市国民健康保険被保険者資格証明書審査委員会設置要領の一部改正（施行年月日：令和 6 年 12 月 2 日）
⑤ 主な内容
「短期被保険者証」と「被保険者資格証明書」の廃止及び特別療養費を支給（償還払い）する旨の事前通知実施に伴い、石巻市国民健康保険被保険者資格証明書等交付事務要綱の全部改正及び石巻市国民健康保険被保険者資格証明書審査委員会設置要領の一部改正を行った。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 法令の改正に伴い関係要綱等を改正することにより、適正な運用が図られる。

(参考) 短期被保険者証の交付実績 (単位: 世帯)

	世帯数	交付数	交付割合
令和3年度	20,200	549	2.7%
令和4年度	19,885	536	2.7%
令和5年度	19,113	420	2.2%

※資格証明書は平成22年度以降交付実績なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他自治体においても同様の見直しを実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

要綱等改正の施行年月日: 令和6年12月2日

⑨ その他